

療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書

先の通常国会において「医療制度改革関連法」が成立いたしました。

これにより、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうちの23万床(6割)が削減されることになりました。この計画を宮城県に単純に当てはめると、4月1日現在で3,887床あった療養病床が6年後にはわずか2,332床程度となります。

10月1日からは、医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち医療の必要度が低いとみなされる患者の食費・居住費が保険給付から外されることになりました。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることによって入院継続が困難になり、今後やむなく退院する方が多数出てくると予想されます。また、7月1日からは削減計画を先取りする(経済誘導する)形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの「医療の必要度が低い」とされる患者の入院基本料が大幅に引き下げられました。

介護療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院(入所)までには数ヵ月から数年かかるといわれています。特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、宮城県では重複申し込みを含んだ数ではあるが、23,805人と報告されています(2006年10月1日現在)。

このまま行けば、多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかであります。

こうした中で、住民の身近にあって地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められています。

地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 療養病床の削減計画を中止すること。
- 2 介護保険事業計画を早急に見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基

盤を充実させること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 18 年 12 月 15 日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿